

## 教職課程

教職課程は「教育職員免許状」（以下「免許状」という）を取得しようとする学生のために設けられている課程です。将来教職につくことを強く希望していない者が、安易に教職課程を履修して、ただ免許状だけを取得しておこうすることは許されません。

教職課程の履修については、各学部の卒業に必要な単位数に加え、「教育職員免許法・同施行規則」に定められた所要単位を修得しなければなりません。履修方法については、本要項と各学部の履修要項を熟読のうえ、学部および免許・資格の登録制限単位の範囲内で、1年次生から計画的に履修していくことが要求されます。

### I . 免許状の種類

本学で取得できる免許状は、次のとおりです。

職別 … 中学校教諭普通免許状

高等学校教諭普通免許状

等級別 … 一種免許状

専修免許状

教科別 … 宗教・英語・国語・社会・地理歴史・公民・

福祉・商業・工業・数学・理科・情報・保健体育

以下の説明では、次のような表記を用います。

「中一種免（社会）」「高一種免（英語）」「高専免（地理歴史）」等

## 学部で取得できる免許教科

### 2018年度生

学部・学科・コース		種類(免許教科)	
神学部	神学科	中一種免(宗教)	高一種免(宗教)
文学部	英文学科	中一種免(英語)	高一種免(英語)
	哲学科	中一種免(社会)	高一種免(地理歴史)
	美学芸術学科		高一種免(公民)
	文化史学科		
社会学部	国文学科	中一種免(国語)	高一種免(国語)
	社会福祉学科	中一種免(社会)	高一種免(公民) 高一種免(福祉)
	社会学科 メディア学科 産業関係学科	中一種免(社会)	高一種免(公民)
	教育文化学科	中一種免(社会)	高一種免(地理歴史) 高一種免(公民)
法学部	法律学科 政治学科	中一種免(社会)	高一種免(地理歴史) 高一種免(公民)
経済学部	経済学科	中一種免(社会)	高一種免(地理歴史) 高一種免(公民)
商学部	商学科	中一種免(社会)	高一種免(地理歴史) 高一種免(公民) 高一種免(商業)
政策学部	政策学科	中一種免(社会)	高一種免(公民)
文化情報学部	文化情報学科	中一種免(社会) 中一種免(数学)	高一種免(地理歴史) 高一種免(公民) 高一種免(数学) 高一種免(情報)
理工学部	インテリジェント情報工学科 情報システムデザイン学科 数理システム学科	中一種免(数学)	高一種免(数学) 高一種免(情報)
	電気工学科 電子工学科	中一種免(数学)	高一種免(数学) 高一種免(工業)
	機械システム工学科 エネルギー機械工学科 化学システム創成工学科	中一種免(数学) 中一種免(理科)	高一種免(数学) 高一種免(理科)
	機能分子・生命化学科	中一種免(理科)	高一種免(理科) 高一種免(工業)
	環境システム学科	中一種免(理科)	高一種免(理科)
生命医科学部	医工学科	中一種免(数学)	高一種免(数学)
	医情報学科	中一種免(理科)	高一種免(理科)
	医生命システム学科	中一種免(理科)	高一種免(理科)
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	中一種免(保健体育)	高一種免(保健体育)
心理学部	心理学科	中一種免(社会)	高一種免(公民)
グローバル・コミュニケーション学部	グローバル・コミュニケーション学科 英語コース	中一種免(英語)	高一種免(英語)
グローバル地域文化学部	グローバル地域文化学科	中一種免(社会)	高一種免(地理歴史)

1. 免許教科に必要な科目は、各自の所属する学部、学科で定める履修科目表（本要項 p.36 以降）に従って修得してください。

2. 中学校教諭と高等学校教諭とは、免許状を相互に利用することはできません。

【注意】グローバル・コミュニケーション学部グローバル・コミュニケーション学科中国語コース、日本

語コースには教職課程は設置されていません。

## 大学院で取得できる免許教科

研究科・専攻		種類(免許教科)	
神学研究科	神学専攻	中専免(宗教)	高専免(宗教)
文学研究科	英文学・英語学専攻	中専免(英語)	高専免(英語)
	国文学専攻	中専免(国語)	高専免(国語)
	哲学専攻	中専免(社会)	高専免(地理歴史)
	美学芸術学専攻		高専免(公民)
	文化史学専攻	中専免(社会)	高専免(地理歴史)
社会学研究科	社会福祉学専攻		高専免(福祉)
	メディア学専攻		
	社会学専攻	中専免(社会)	高専免(公民)
	産業関係学専攻		
	教育文化学専攻	中専免(社会)	高専免(地理歴史) 高専免(公民)
法学研究科	政治学専攻	中専免(社会)	高専免(地理歴史) 高専免(公民)
	私法学専攻	中専免(社会)	高専免(公民)
	公法学専攻		
経済学研究科	理論経済学専攻	中専免(社会)	高専免(地理歴史) 高専免(公民)
	応用経済学専攻	中専免(社会)	高専免(公民)
商学研究科	商学専攻	中専免(社会)	高専免(公民) 高専免(商業)
総合政策科学研究科	総合政策科学専攻	中専免(社会)	高専免(公民)
文化情報学研究科	文化情報学専攻	中専免(数学)	高専免(数学)
理工学研究科	情報工学専攻	中専免(数学)	高専免(数学)
	電気電子工学専攻	中専免(理科)	高専免(理科)
	機械工学専攻		高専免(工業)
	応用化学専攻		
生命医科学研究科	医工学・医情報学専攻	中専免(数学)	高専免(数学)
	医生命システム専攻	中専免(理科)	高専免(理科)
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	中専免(保健体育)	高専免(保健体育)
心理学研究科	心理学専攻	中専免(社会)	高専免(地理歴史) 高専免(公民)
グローバル・スタディーズ研究科	グローバル・スタディーズ専攻	中専免(社会)	高専免(公民)

- ◎ 中学校教諭と高等学校教諭とは、免許状を相互に利用することはできません。
- ◎ **専修免許状を取得するための条件（下記の全ての条件を満たすこと）**

- 当該教科の一種免許状を取得済み、または一種免許状取得に必要な単位を修得済み。
- 専修免許状取得に必要な科目を24単位以上修得済み。
- 大学院博士課程（前期）あるいは修士課程を修了すること、または1年以上在学し、30単位以上修得すること。

【注意】ビジネス研究科グローバル経営研究専攻、脳科学研究科には専修免許課程は設置されていません。

## II. 免許状取得に必要な要件

免許状取得資格は『教育職員免許法・同施行規則』に定める基礎資格および所要単位を修得した者に与えられます。ただし、「学士の学位を有すること」には、学校教育法第102条第2項の規定（いわゆる『飛び入学』）により本学大学院への入学が認められた場合を含むものとします。

修得を必要とする科目とその所要単位は、下記のとおりです。

**【日本国憲法】【体育】【外国語コミュニケーション】【情報機器の操作】**

(以上、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目)

**【教職に関する科目】**

**【教科に関する科目】**

**【教科又は教職に関する科目】**

**【介護等体験】**

所要資格 免許状の種類	基礎資格	法令に定める最低所要単位数								
		学部								大学院
		日本国憲法	体育	外国語 コミュニケーション	情報機器の操作	介護等体験※	教職に関する科目	教科に関する科目	教科又は教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
中学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること	2	2	2	○	31	20	8	24
	専修免許状									
高等学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること	2	2	2	△	23	20	16	24
	専修免許状									

**※介護等体験**は、本学では単位制による履修科目ではありませんが、法律（小学校及び中学校的教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律）で定められた中学校教諭普通免許状の取得に必要な制度です。

※この表の所要単位数は、法令に定める最低所要単位数です。本学で実際に履修しなければならない「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「情報機器の操作」、「教職に関する科目」、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」の科目名と単位数とは異なっています。

本学基準に従って履修してください。（p.36以降の各学部、学科の科目履修方法参照）

※教育職員免許法・同施行規則の改正に伴い、2019年度から新たな教職課程が開始します。

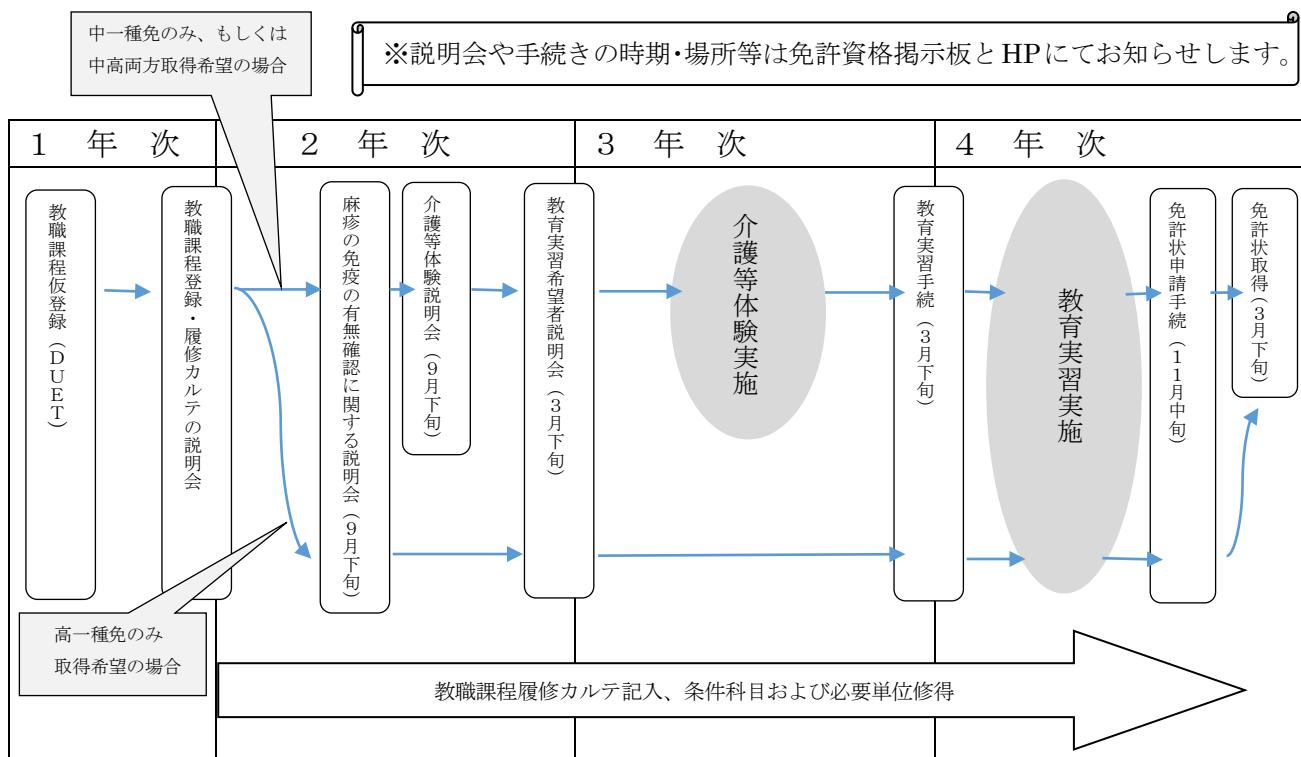
2018年度に学部に入学した学生は、卒業するまでに免許状の所要資格を満たせば現行法が適用され、現在の教職課程のまま履修することになります。しかし、卒業するまでに免許状の所要資格を満たすために必要な単位を修得できず、卒業後に科目等履修生や大学院生として教職課程を履修する場合は、卒業後は新法が適用され、新たな教職課程の条件を満たす必要がありますので注意して履修してください。なお、本学の新たな教職課程では工業科の課程はなくなりますので、卒業後に本学の科目等履修生や大学院生として履修することはできませんので留意してください。

### III. 本学で免許状を取得するには

免許状を取得するには、各学部で定められた卒業に必要な単位を修得することはもとより、法規上の最低所要単位（p.11）に基づき、本学で定められている教職課程上の科目・単位を修得しなければなりません。

#### ■本学での教職課程の履修にあたって ■

(※小学校教諭免許状取得については p.32 を参照)



#### 1. 教職課程仮登録を行う →p.3~5, p.13 参照

教職課程登録（本登録）を行うまでの1年次の間は、DUETにて教職課程仮登録を行ってください。

#### 2. 教職課程登録を行う →p.3, p.13 参照

1年次3月末に開催される「教職課程登録・履修カルテの説明会」に必ず出席し、DUETにて教職課程登録を行ってください。なお、課程登録には課程登録料（30,000円）の納入が必要となります。また、教職課程履修カルテの記入がスタートします。

#### 3. 教職課程上の科目・単位を履修する →p.36 以降の各学部、学科の科目履修の方法を参照

履修登録は、一部の先行登録科目を除き、学部の授業科目の登録時にWEB登録等の方法により、各自の所属学部において行います。

#### 4. 教職課程履修カルテを記入する →p.26 参照

教職課程を履修する学生は「教職課程履修カルテ」を必ず作成しなければなりません。教職課程履修の振り返りを、毎年、指定された期間に、1年次末から教員免許取得まで継続して記入する必要があります。

#### 5. 麻疹（はしか）の免疫の有無確認

介護等体験、教育実習先等での麻疹の感染を予防するために、教職課程登録者全員に麻疹の免疫の有無について確認を行っています。「麻疹の免疫の有無確認に関する説明会」に必ず出席し、免疫を有することを確認できる書類を提出しなければ、介護等体験、教育実習を実施することができません。

## 6. 介護等体験

→p.24~25 参照

中学校免許取得希望者は介護等体験を行わないと、免許状は取得できません。介護等体験を行うためには、免許資格課程センターが実施する説明会や事前指導に必ず出席してください。

## 7. 教育実習

→p.19~24 参照

教育実習を行わないと免許状は取得できません。教育実習を行うためには、免許資格課程センターが実施する説明会や事前指導に必ず出席してください。

## 8. 免許状申請

→p.28 参照

本学で定めている免許資格科目の単位をすべて取得し、学士の学位を取得しても、免許状の申請を行わない場合免許状は発行されません。

# IV. 課程の履修に関する注意と手続

## 学部生

- (1) 教職課程科目的履修は、授業時間割および履修制限等を考慮の上、1年次生から計画的に履修してください。 ※計画的に単位を修得しなければ、4年次卒業時の免許取得は困難になります。
  - (2) 教員免許取得希望者は、下記の手続きを行ってください。
    - ・教職課程仮登録 ・・・ 1年次春学期の登録期間または秋学期の登録変更期間に DUET にて仮登録を行う。
    - ・教職課程本登録 ・・・ 1年次3月末に開催される「教職課程登録・履修カルテの説明会」に出席し、課程登録料（30,000円）を納入後、一般登録期間に DUET にて課程登録を行う。
    - ・麻疹の免疫の有無確認 ・・・ 2年次9月下旬に開催される「麻疹の免疫の有無確認に関する説明会」に出席し、麻疹の免疫を有することが確認できる書類を提出する。
- ※その他、介護等体験（中学校免許取得希望者のみ）、教育実習に関する説明会や事前指導への出席が必要です。

## 大学院生

※入学時に教職課程登録（新規の場合は課程登録説明会に出席し課程登録料を納入。課程登録票を提出）を行ってください。  
※教員免許の申請をする年度の4月には、免許申請に関する手続きを行ってください。

### (1) 大学院生が取得できる免許状の種類

#### ・一種免許状

教育職員の一種免許状を取得するには、学部科目を履修し所定の単位を修得しなければなりません。出身学部で取得できる一種免許状または専修免許状取得に必要な一種免許状に限ります。

#### ・専修免許状

教育職員の専修免許状を取得するには、所属研究科・専攻で定める「教科又は教職に関する科目」の中から24単位以上を修得しなければなりません。ただし、同教科の一種免許状を取得していない場合は、一種免許状に必要な所定の単位を修得する必要があります。

<例>英語の専修免許状を取得したい

- ・英語の一種免許状を取得済み
- ・英語の一種免許状取得に必要な単位を修得

} どちらかを満たした上で、

[+24 単位以上] 修得することが条件

## (2) 履修相談について

登録期間までに必ず所属研究科の主たる校地の免許資格課程センター事務室で、相談・指導を受けてください。

### ・他大学からの入学の場合

出身大学で発行する免許教科の「**学力に関する証明書**」と出身大学の履修要項の教職課程に関するページの写しを、所属研究科の主たる校地の免許資格課程センター事務室に提出してください。提出されない場合、取得すべき科目が不明のため正しい指導ができません。

### ・同志社大学からの入学の場合

学部の成績証明書の写しを提出してください。

## 転入生・編入生

※入学時に教職課程登録（課程登録説明会に出席し課程登録料を納入後、DUETにて課程登録）を行ってください。

※教員免許の申請をする年度の4月には、免許申請に関する手続きを行ってください。

## (1) 第2年次転入学生

第2年次転入学生は、本年度2年次生になる学部生が入学した年度（2017年度生）の科目の表を準用します。本要項ではなく「**2017年度入学生用 免許・資格関係履修要項**」を参照してください。

また、第2年次転入学生対象の履修相談日を設けます。相談日の日時は免許資格掲示板で確認してください。

※相談日に来ることができない場合は、所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室で、相談・指導を受けてください。

## (2) 第3年次転入学生および編入学生

第3年次転入学生および編入学生は、本年度3年次生になる学部生が入学した年度（2016年度生）の科目の表を準用します。本要項ではなく「**2016年度入学生用 免許・資格関係履修要項**」を参照してください。

また、第3年次転入学生・編入学生対象の履修相談日を設けます。相談日の日時は免許資格掲示板で確認してください。

※相談日に来ることができない場合は、所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室で、相談・指導を受けてください。

### ※教職課程認定を受けている大学・短期大学からの転入学生・編入学生

教職課程認定を受けている大学・短期大学からの転入学生・編入学生は、出身大学で発行する免許教科の「**学力に関する証明書**」と出身大学の履修要項の教職課程に関するページの写しを、所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室に提出してください。提出されない場合、取得すべき科目が不明のため正しい指導ができません。

## 科目等履修生（本学学部卒業生、本学大学院修了生に限る）

### (1) 履修に関して

履修年度初めに、出願先学部・研究科の主たる校地の免許資格課程センター事務室で相談・指導を受け、免許取得が可能か確認してください。

①出身学部・学科、出身研究科・専攻の免許教科の一種免許状のみ取得できます。

※ただし、すでに相応する免許を取得している場合はこの限りではありません。

②教育職員の専修免許状を、大学院授業科目の科目等履修によって取得することはできません。

(神学研究科、社会学研究科、商学研究科、総合政策科学研究科、文化情報学研究科、生命医科学研究科、スポーツ健康科学研究科、心理学研究科、グローバル・スタディーズ研究科を除く。)

③免許・資格関係科目として、1年間に登録履修できる単位数は、各学部・研究科ごとに定められていますので、出願の際に各学部・研究科事務室に確認してください。

## (2) 登録手続

①出身学部・研究科の「科目等履修生説明書」に従って手続きを行ってください。

②免許・資格関係科目の履修には、「科目等履修願」に出願先学部・研究科の主たる校地となる免許資格課程センター事務室の認印が必要です。

科目登録をすると同時に、出願先学部・研究科の主たる校地の免許資格課程センター事務室で、

※教職課程登録（新規の場合は課程登録説明会に出席し課程登録料を納入。課程登録票を提出）を行ってください。

※教員免許の申請をする年度には免許申請に関する手続きを行ってください。

## その他

### 他大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位が本学で認定される場合

- (1) 認定される前に、所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室で相談・指導を受けてください。
- (2) 本学入学以前に在籍していた大学または短期大学が教職課程認定を受けている場合は、その大学または短期大学が発行する免許教科の「**学力に関する証明書**」と出身大学の履修要項の教職課程に関するページの写しを所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室に提出してください。提出されない場合、取得すべき科目が不明のため正しい指導ができません。

### 留学を考えている場合

- (1) 海外の大学で修得した単位は、本学の卒業単位として認定されたとしても、多くの場合において、免許・資格取得に必要な単位として認定されません。
- (2) 国内の他大学との交換留学で修得した単位は、本学の卒業単位として認定されたとしても、全ての単位が免許・資格取得に必要な単位として認定されるわけではありません。
- (3) 留学先の大学で免許・資格取得に必要な科目が開講されていない場合や、留学することで介護等体験や教育実習の条件科目を前年度末までに履修できず介護等体験や教育実習が予定していた年度に実施できない場合があり、4年間で免許状を取得できないこともあります。留学を考えている場合は、所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室に今後の履修計画についての相談をし、「履修計画報告表」を提出するようにしてください。

教職課程履修を一時的に中断する場合（早稲田大学への国内留学、外国の大学への留学、休学等）には、事前に所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室に相談してください。

事前に相談の無い場合には、教員免許状の取得に支障をきたす場合があります。

## V. 教員免許取得までの諸手続と年次別履修方法

「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「情報機器の操作」、「教職に関する科目」、「教科に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」は、おおよそ次のような年次配当に従って履修することが望されます。各年度の諸手続は下表のとおりですが、変更する可能性もあります。それぞれ具体的日程等は掲示等で周知しますので免許資格掲示板、HP をよく確認しておいてください。

1 年 次		
時 期	教育職員免許状取得の流れ	大まかな年次別単位修得例
4月上旬	<b>教職課程説明会</b> <b>免許資格課程仮登録</b> (登録受付期間にDUETにて登録を行うこと。)	○ 「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」の科目として各学部・学科に設置されている科目（配当年次が、2年次生以上の科目もある）
6月下旬～7月上旬	<b>教職課程の履修に関する説明会</b>	○ 「教職概論」、「教育原理」、「人権教育論」 ○ 「特別支援と福祉の教育」（中学校免許取得希望者）
9月下旬	<b>免許資格課程仮登録</b> (登録変更期間中に登録内容に変更がある場合はDUETにて仮登録の変更を行うこと。新規登録可。)	○ 1年次配当の所属学部・学科の『教科に関する科目』、『教科又は教職に関する科目』に指定されている科目
2 年 次		
(1年次) 3月下旬～4月中旬	<b>教職課程登録・履修カルテの説明会</b> <b>教職課程登録料（30,000円）納入</b> <b>教職課程登録</b> (一般登録受付期間にDUETにて登録を行うこと。) <b>教職課程履修カルテ記入開始</b>	○ 『教職に関する科目』、『教科に関する科目』、『教科又は教職に関する科目』2年次配当の科目 ○ <u>教育実習依頼条件科目を2年次終了までに全て修得する。（p.20~21参照）</u>
9月下旬	<b>麻疹の免疫の有無確認に関する説明会</b> <b>介護等体験説明会</b> （中学校免許取得希望者） <b>介護等体験申込受付</b> （　　〃　　）	○ <u>介護等体験の条件科目（「特別支援と福祉の教育」）を2年次終了までに修得する。（中学校免許取得希望者）（p.24参照）</u>
10月頃	<b>麻疹の免疫確認書類提出期限</b>	
3月下旬	<b>教育実習希望者説明会</b> <u>実習校に『依頼状』を提出し、『承諾書』を受領</u> ※10月15日 承諾書の大学提出締切 (但し15日が事務室閉室日の場合は前開室日まで) ※学内校、京都市立中学校、教育委員会に配当される実習校は承諾書不要 <b>介護等体験事前指導（1回目）</b> <b>教職課程履修カルテ記入</b>	

### 3 年 次

		<b>3 年 次</b>
(2年次) 3月下旬～ 4月上旬	<p><b>健康診断受診</b> (介護等体験申込者は必ず受診すること)</p> <p><b>介護等体験事前指導（2回目）</b> (事前指導 レポート提出)</p> <p><b>実習校決定（順次）</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○『教職に関する科目』、『教科に関する科目』、『教科又は教職に関する科目』3年次配当の科目</li> <li>○<u>教育実習履修条件科目を3年次終了までに全て修得する。</u>(p.20~21 参照)</li> </ul>
4月頃～  5月 ～2月	<p><b>介護等体験（中学校免許取得希望者）</b></p> <p>社会福祉施設 5日間 特別支援学校等 2日間</p>	
10月下旬 ～ 11月中旬	<b>教育実習事前指導（1回目）</b> (レポート提出)	
11月下旬 ～ 12月中旬	<b>教育実習事前指導（2回目）</b> (レポート提出)	
12月上旬	<b>教員採用試験に関する説明会</b>	
1月	<b>教育実習用通学定期券の購入申請</b>	
3月下旬～ 4月上旬	<p><b>教育実習の手続</b></p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="flex-grow: 1;"> <p>教育実習委託費納入 教育実習生カード 教育実習生名簿</p> </div> <div style="margin-right: 20px;">  </div> <p>提出 教育実習簿・教育実習の手引 配付</p> </div>	
3月下旬	<b>教職免許申請手続き</b> <b>教職課程履修カルテ記入</b>	

## 4 年 次

(3年次) 3月下旬～ 4月上旬	<b>健康診断受診</b> (教育実習履修者は必ず受診すること)	○『教育実習BまたはC』 ○『教育実習指導』 ○『教職実践演習(中・高)』
5月中旬	<b>教育実習事前指導(3回目)</b> (レポート提出)	
5月 ～11月	<b>教育実習</b> (中学校免許取得希望者、 高等学校免許取得希望者) 事前打合せ 欠席届提出	
11月中旬	<b>免許状授与申請書 提出</b> 申請料 納入	
1月頃	<b>教職課程履修カルテ記入</b>	
3月上旬	卒業判定 免許取得資格判定	
3月下旬	<b>免許状授与</b> 3月下旬、郵送	

1. 本登録を行うまでは、免許資格課程仮登録をDUETにて行ってください。
2. 教職課程の本登録は、1年次3月末に開催する教職課程登録・履修カルテの説明会に出席し、課程登録料(30,000円)納入のうえ、DUETにて行ってください。
3. 科目登録制限単位の範囲内で計画的に登録履修してください。
4. 履修年次は各学部履修要項の配当(履修)年次に従ってください。
5. 定められた期間に手続きを行わない場合、教職課程登録の取り消しを求めることがあります。

## VI. 教育実習

### (1) 目的

教育実習は、中学校または高等学校に実習生として配属され、教育活動に参加することで、教壇に立って授業する経験を得るだけでなく、教育活動の全般にわたって理解を深め、教員として必要な知識や技能や態度などを身につけるのが目的です。教職課程履修の仕上げともいべきものです。

中学校または高等学校の教育活動全般（ホームルーム、クラブ活動を含む）について、観察、参加、実習しますが、その内容については、それぞれの実習校の実情に即して、教育実習の指導計画が編成されています。実習校での実習は、中学校または高等学校のどちらかで行えば、中学校、高等学校の免許状取得に有効です。

### (2) 教育実習の実施までの手続

#### ①教育実習希望者説明会

2年次3月下旬に実施する「教育実習希望者説明会」に必ず参加してください。

#### ②実習校との打合せ

教育実習希望者説明会後、各自が実習予定校（出身校）に依頼し、内諾を受け、実習の準備を行います。詳細は p.22 (4) 実習校についてを参照してください。

#### ③承諾書の提出

実習校から受け取った承諾書は10月15日（15日が事務室閉室日の場合は前開室日）までに所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室に提出してください。

#### ④事前指導

実習校での実習開始に先立ち、実習参加の心構えなどに関する教育実習事前指導（全3回）を3年次10月頃から4年次5月中旬にかけて開催します。実習参加者は、全員必ず出席してください（日時等は免許資格掲示板とHPにてお知らせします）。

この3回の事前指導を受けなかった場合、教育実習は行えません。

#### ⑤教育実習手続（実習前年度3月下旬）

教育実習に関わる書類を記入および実習校への教育実習委託費を納入してもらいます。教育実習手続時に「教育実習簿」と教育実習指導のテキスト「教育実習の手引」を配付します。

#### ⑥健康診断受診

実習校より「健康診断書」の提出を求められる場合がありますので、3月下旬から4月上旬に実施される本学の定期健康診断は必ず受診してください。

### (3) 教育実習に関する条件

教育実習を行うためには、様々な手続きがありますが、それに加えて**依頼条件**と**履修条件**があります。以下に記しますのでよく確認し、1年次生から計画的に履修してください。

#### <教育実習の依頼条件>

教育実習を依頼するためには、教育実習を実習校に依頼する前年度末（通常2年次終了時）までに下記の条件を満たさなければなりません。

- ① 課程登録手続き（登録説明会出席、登録料納入、DUETでの課程登録）を行っていること。
- ② 以下の科目の中から3科目6単位以上修得していること。

教職概論	2単位
教育原理	2単位
発達と学習の心理学	2単位
人権教育論	2単位
実習予定教科の教科教育法	2単位

※教科教育法についてはp.21を参照

- ③ 麻疹の免疫の有無確認に関する説明会に出席し、麻疹の免疫を有することを確認できる書類を提出していること。
- ④ 「教育実習希望者説明会」に出席し、レポートを提出していること。

※教職課程登録を行った学生で2年次に在学留学または本学のセメスター・プログラムに参加する学生については指導教員または教務主任の推薦が得られ、特段の理由があると認められた場合には、上記の条件を適用しない。

大学院生については、すでに教職に関する科目または教科に関する科目を相当程度履修している学生に限り、指導教員（指導教員が定められていない研究科・専攻に所属する場合は、大学院研究科専攻教務主任）の推薦が得られ、各学部・研究科選出の教職課程委員会委員の面接を経て、免許資格課程センター所長、教職課程委員会主事および当該学部・研究科選出の教職課程委員会委員の合議により、特段の理由が認められた場合には上記の条件を適用しない。

実習依頼の条件適用の除外を希望する学生は、所定の願書を期日までに提出するものとする。

#### <教育実習の履修条件>

教育実習を履修するためには、下記の条件を満たさなければなりません。

- ① 4年次卒業見込生、科目等履修生または大学院生であること。
- ② 「教育実習B」「教育実習C」を登録する前年度末（通常3年次終了時）までに、次の【A】～【C】のとおり、「教職に関する科目（第②欄）」の必修科目・選択必修科目の中から8科目16単位を修得していること（選択科目は含まないので注意すること）。

##### 【A】下記6科目12単位の全てを修得

教職概論	2単位
教育原理	2単位
発達と学習の心理学	2単位
人権教育論	2単位
実習予定教科の教科教育法	2単位
生徒・進路指導の理論と方法	2単位

##### 【B】下記より1科目2単位を修得

(【A】で修得した教科教育法以外の) 実習予定教科の教科教育法	2単位
教育課程論	2単位
道徳教育の理論と実践（中一種免のみ）	2単位
特別活動論	2単位
教育方法論	2単位

※教科教育法についてはp.21を参照

【C】：【A】と【B】により修得した7科目14単位以外で、「教職に関する科目（第②欄）」の必修科目・選択必修科目の中から1科目2単位を修得（選択科目は含まない）

- ③ 教員免許取得に必要なすべての単位を、「教育実習B」「教育実習C」を履修する年度末（通常4年次終了時）までに、修得できる見込であること。
- ④ 「教育実習B」「教育実習C」を登録する前年度（通常3年次）に行われる「教育実習事前指導」（2回）に出席し、レポートを提出していること。
- ⑤ 以下に記す学部・学科の学生は下記の条件を満たしていること。

※文化情報学部生

「教育実習B」「教育実習C」を登録する前年度末までに履修した「教職に関する科目」「教科に関する科目」「教科又は教職に関する科目」（第②～⑤欄）のGPAが2.0以上であること。

※理工学部 数理システム学科生

「教育実習B」「教育実習C」を登録する前年度末までに1年次必修の「解析学I・II」「線形代数学I・II」「数学演習I・II」の6科目の単位を修得していること。

## ○教科教育法について

教科教育法は、それぞれの教科により修得しなければならない科目が異なります。

教育実習は取得予定の免許教科で行います。実習教科によって選んでください。配当年次が3年次のものもあるので、依頼条件のために履修する場合は注意してください。

なお、実習条件の教科教育法の単位はすべて実習前年度末までに修得していることが望されます。

(注意) 免許取得のためには取得する免許の教科教育法を全て修得する必要があります。

教科	教科教育法	依頼・履修条件の履修方法
宗 教	① 宗教科教育法 A 1	【中学校免許のみまたは 中高両方の免許取得】 ①②③の いずれか 2 単位 ※宗教の場合は①が望ましい
	② 宗教科教育法 B	
	③ 宗教科教育法 C	
英 語	① 英語科教育法 A 1	【高校免許のみ取得】 ②③の いずれか 2 単位
	② 英語科教育法 B	
	③ 英語科教育法 C	
国 語	① 国語科教育法 A 1	【中学校免許のみまたは 中高両方の免許取得】 ①②③の いずれか 2 単位 ※宗教の場合は①が望ましい
	② 国語科教育法 B	
	③ 国語科教育法 C	
数 学	① 教科教育法 A 1 (数学)	【高校免許のみ取得】 ②③の いずれか 2 単位
	② 教科教育法 B (数学)	
	③ 教科教育法 C (数学)	
理 科	① 教科教育法 A 1 (理科)	【中学校免許のみまたは 中高両方の免許取得】 ①②③の いずれか 2 単位
	② 教科教育法 B (理科)	
	③ 教科教育法 C (理科)	
保健体育	① 保健体育科教育法 A 1	【中学校免許のみまたは 中高両方の免許取得】 ①②③の いずれか 2 単位
	② 保健体育科教育法 B	
	③ 保健体育科教育法 C	
社 会	① 社会科・地理歴史科教育法	【中学校免許のみまたは 中高両方の免許取得】 ①②③の いずれか 2 単位
	② 社会科・公民科教育法	
	③ 社会科教育法 1	
地理歴史	① 社会科・地理歴史科教育法	【中学校免許のみまたは 中高両方の免許取得】 ①②③の いずれか 2 単位
	② 地理歴史科教育法	
公 民	① 社会科・公民科教育法	【中学校免許のみまたは 中高両方の免許取得】 ①②③の いずれか 2 単位
	② 公民科教育法	
福 祉	① 福祉科教育法 A	【中学校免許のみまたは 中高両方の免許取得】 ①②③の いずれか 2 単位
	② 福祉科教育法 B	
商 業	① 商業科教育法 A	【中学校免許のみまたは 中高両方の免許取得】 ①②③の いずれか 2 単位
	② 商業科教育法 B	
情 報	① 教科教育法 A (情報)	【中学校免許のみまたは 中高両方の免許取得】 ①②③の いずれか 2 単位
	② 教科教育法 B (情報)	
工 業	① 教科教育法 A (工業)	【中学校免許のみまたは 中高両方の免許取得】 ①②③の いずれか 2 単位
	② 教科教育法 B (工業)	

## (4) 実習校について

### ①一般校

原則として各自が承諾を受けるために出身校等を訪問して交渉します。実習校によっては、教育委員会への訪問・依頼が必要になることがあります。承諾は年々困難になっており、高等学校で依頼し、断られた場合に中学校に依頼することがあります（逆のパターンもあります）。その為、中高両方の免許が取得できるよう履修を進めつつ、実習の条件についても、中学校、高等学校のいずれの条件も満たして、どちらでも実習に行けるよう準備しておくことが望まれます。また、実習校によっては、実習依頼の受付の締切りを設けている場合もありますので、教育実習希望者説明会後、ただちに依頼を行ってください。承諾書は実習に赴く前年の10月15日（15日が事務室閉室日の場合は前開室日）までに所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室へ提出してください。

### ②同志社学内校

同志社学内中学校および高等学校出身者が対象です（ただし、中学校のみまたは高等学校のみの卒業生は認められない場合もあります）。

配当は本学と各学校間で決めますので、個人的交渉は認めません。実習に関する詳細については、実習を行う年度の5月上旬以降に決定次第、本学より郵送で通知します。

### ③京都市立校

京都市立中学校あるいは高等学校出身者が対象です。

京都市立校での実習の依頼に関しては、別途京都市教育委員会が開催する研修会（例年8月頃に開催）への参加が必須となります。高等学校での実習を希望する場合は、説明会終了後、承諾を受けるために実習校を訪問して交渉します。中学校での実習を希望する場合は、本学から京都市教育委員会へ依頼し、教育委員会より配当されますので、直接交渉する必要はありません。中学校での実習については、実習を行う年度の5月上旬に実習校が決定し、配当結果を本学より郵送で通知します。

京都市教育委員会開催の研修会や実習依頼に関する詳細については、教育実習希望者説明会終了後、掲示でお知らせします。

### ④その他

いくつかの指定された県、市立学校で、本学から各教育委員会に依頼し決定されるところがあります。この場合、個人的交渉は必要ありません（詳細は教育実習希望者説明会で説明）。

## (5) 実習校での実習期間

### ①教育実習期間

#### ○中学校教諭免許を取得する場合 (高等学校教諭免許をあわせて取得する場合を含む)

4年次に3週間または4週間（「教育実習C」）の教育実習が必要です。

#### ○高等学校教諭免許のみを取得する場合

4年次に2週間（「教育実習B」）の教育実習が必要です。

### ②実習時期

例年、**5月から11月までの間に**実施されます。本学の講義期間中に実習が行われることが多いため、平常の授業に出席できなくなります。この場合には、所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室で発行する「**教育実習参加に伴う欠席届**」（**教育実習専用様式**）を申請し、**実習開始前に当該授業担当者に提出してください。**

## (6) 大学における履修科目

### ○「教育実習指導」

教育実習のための事前・事後指導を行うものであり、実習を中心とした教育実践に関する情報、技術などを学習・研究します。また、実習に赴くにあたり種々の注意が与えられます。

### ○「教職実践演習（中・高）」

教職課程の総まとめとして、将来、教員になる上で、自己にとって何が課題であるのかを自覚し、必要に応じて不足している知識や技能等を補い、その定着を図ります。

#### 科目登録の注意事項

4年次の時間割は、「教育実習指導」、「教職実践演習（中・高）」が原則として時間割上同じ曜日講時に配置されていますので、必ずセットで登録してください。また、同時に「教育実習B」（2週間実習の場合）または「教育実習C」（3週間実習の場合）も登録してください。

4年次の登録時において、『同志社大学教職課程履修カルテ』(p.26 参照) が未記入の場合は、「教育実習指導」、「教職実践演習（中・高）」、「教育実習B/C」の履修は認められません。

## (7) 教育実習委託費

教育実習委託費として、原則として2週間の場合は11,000円、3週間の場合は18,000円が必要です（都道府県または実習校によっては金額が異なる場合、不要の場合があります）。

実習費は、実習校での諸経費に充当されます。教育実習登録の前年度3月下旬に受付の教育実習の手続きにて納入してください。

## (8) 教育実習用通学定期券の購入申請

教育実習用通学定期券の購入を希望する場合、教育実習を履修する前年度の1月下旬に免許資格掲示板に申請方法の詳細を掲示します。定められた期間に定期券の申込をしてください。

## (注 意)

実習校での教育実習は、5月・6月に実施されることが多く、全体の8割～9割を占めています（9月に1～2割程度実施されます）。そのため、就職活動の時期と重なることにより、教育実習の欠席、早退、遅刻等で実習校の先生方や特に生徒に対して迷惑をかける状況が生じています。

本学では、就職活動の時期と重なりますが、「**教育実習の最優先**」を重視し、**就職活動による実習の欠席等は一切認めていません**。教育実習は、多くの人たちの協力を得て、綿密な計画のもとに実施されるものです。一個人の不注意やわがままによって、全体の計画を乱したり、受入校に迷惑をかけたりすることは許されません。それでもなお実習生としての心得を守らない者は、実習校での実習を中止させることができます。また、教育実習の依頼を行った後、教育実習直前に実習を辞退することも、実習校の先生方や教育委員会に多大なご迷惑をかける行為です。

上記の事柄や、自分の進路についてよく考えたうえ、教育実習の依頼を行い、登録履修してください。登録履修する以上は、安易な気持ちでなく「**教育実習の手引**」（教育実習の手続き時に配付）や関係書類に記載されている注意を守って行動してください。万一、実習に参加できないような事情が生じたときは、すみやかに本学の実習担当教員および免許資格課程センター事務室に連絡してください。

## VII. 介護等体験

中学校および小学校（p.32 参照）の教員免許を取得するには、「**介護等体験**」が必要となります。「**介護等体験**」は、義務教育に従事する教員が、個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めるため、障がい者、高齢者等に対する介護・介助等を通じて交流を行うことで、教員としての資質の向上を図ることを目的に行います。

体験期間は、  
■社会福祉施設で5日間  
■特別支援学校で2日間 } 計7日間 となります。

社会福祉施設とは、障がい者支援施設、地域活動支援センター、障がい福祉サービス事業を行う施設、老人デイサービスセンター、養護老人ホーム等を指し、介護・介助等の体験を行います。特別支援学校においては、学習上または生活上で支援の必要な生徒・児童の介助等の体験を行います。

### （1）介護等体験の条件科目

介護等体験を行うためには、体験を行う前年度末まで（通常2年次末まで）に「特別支援と福祉の教育」（2単位）の単位を修得しなければなりません。当該科目の単位が修得できていない場合は、申込手続が済んでいたとしても、介護等体験は行えません。

## (2) 申込手続、費用

2年次9月下旬頃に説明会を開催し、体験申込の受付を行います。

体験費用として、7,500円（都道府県によっては、金額が異なります）が必要です。

※別途、交通費・昼食代等が必要な場合があります。

## (3) 体験地、時期

原則として体験を受ける学校・施設は、出身都道府県（帰省先）で3年次に実施することになります。本学の講義期間中に体験が行われますので、平常の授業に出席できなくなります。この場合には、所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室で発行する「介護等体験参加に伴う欠席届」（介護等体験専用様式）を申請し、体験開始前に当該授業担当者に提出してください。

## (4) 事前指導

介護等体験に赴く前に2回の事前指導を行います。

- |        |   |
|--------|---|
| ① 3月下旬 | 介護等体験の目的・意義、障がい者・高齢者への基本的な考え方・かかわり方等についての講義 |
| ② 4月上旬 | 介護等体験の実際等についての講義および前年度体験者による体験談             |

この2回の事前指導を受けなかった場合、介護等体験を行えません。

## (5) 証明書

体験終了後、社会福祉施設および特別支援学校で終了の証明を受け、「証明書」を所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室に提出してください。※証明書は、教員免許申請時に必要です。

※社会学部 社会福祉学科生※

社会福祉士資格取得のため社会福祉実習を受ける（社会福祉実習V・VIを履修する）場合、施設より介護等体験もかねて終了証明が受けられるのであれば、あらためて体験を行う必要はありません。不明な点は免許資格課程センター事務室に問い合わせてください。なお、免許申請で証明書が必要となりますので、社会福祉実習実施前に免許申請用の証明書を免許資格課程センター事務室まで受け取りに来てください。

### (注 意)

申込後の取消は、学校・施設に大変な迷惑をかけますので、病気等やむを得ない場合を除いて認められません。やむを得ず体験を取り消した場合も体験費用は原則として返還されません。なお、留学や休学等を予定している場合、または検討している場合には、申込前に免許資格課程センター事務室に申し出てください。

## VIII. 教職課程履修カルテ

4年次秋学期後半に履修する「教職実践演習（中・高）」での指導をより効果的なものとするために、  
学生の教職課程全体をとおしての学習内容や課題を担当教員が把握することを目的として、教職課程を履修する学生は「教職課程履修カルテ」を必ず作成しなければなりません。 「教職課程履修カルテ」を作成することにより、自分自身でも教職課程を振り返り、教員となるために必要な事柄を把握しそれに向かって努力を行っていくことが期待されます。

教職課程履修カルテは、1年次から教員免許を取得するまで継続して作成しますが、1年次3月下旬頃に開催する教職課程登録・履修カルテの説明会において履修カルテの作成方法についての説明を行いますので、そこから実際にカルテの記入を行うことになります。

### （1）内容と作成・記入時期

履修カルテの内容は以下のとおりです。履修カルテは指定された期間に、指定された全ての項目を記入しなければなりません。

- |                             |        |
|-----------------------------|--------|
| 》 必要な資質能力についての自己評価          | ① 毎年度末 |
| 》 活動報告（介護等体験レポート及び教育実習レポート） | ② 入力不要 |
| 》 面談記録                      | ③ 隨時   |
| 》 その他の教職に関する活動等             | ④ 隨時   |

### <履修カルテ記入時期について>

履修カルテは毎年度末の指定された期間に、指定された全ての項目を記入しなければなりませんが、年次により記入期間が異なりますので注意してください。

	1月	2月	3月	新年度/4月	一般登録期間以降に記入
1年次				1年次のまとめ記入	
2年次				2年次のまとめ記入	
3年次				3年次のまとめ記入	
4年次	4年次のまとめ記入				

※各年次のまとめを記入する時期の詳細については、教職課程登録・履修カルテの説明会で配付する ニュアルで確認してください。

## (2) 内容詳細

履修カルテの内容の詳細は以下のとおりですので、気づいた点などはメモを取っておくとよいでしょう。

### ① 必要な資質能力についての自己評価

下記の内容を、毎年度末の指定された期間に記入してください。

#### a) どのような教師になりたいか

教職課程履修開始時（1年次）（記入は1年次終了時）と、教職課程の履修を修了する時（通常は4年次1月）に、それぞれ自分がどのような教師になりたいかを記入してください。この部分は、教職に対する考え方の成長を見るためのものですので、教職課程履修の過程で以前に記入した教師像に変化が生じても、修正・変更は行わないでください。

#### b) 今年次の教職課程の履修のまとめ

毎年度末にその年度に履修した教職科目について振り返ります。特に印象深かった科目や、有意義だった科目、科目の履修を通して学んだこと、さらに知識を深めたいと思ったことなど、自由に記入してください。

#### c) 自己評価シート

各学年が終了する段階で、その学年での教職に関する学習過程について自己評価を行います。また、今後教職を目指す上で、自分自身が身につけなければならないと感じている能力、知識、技能や次年度への目標、取り組むべき課題についても記入します。

### ② 活動報告（介護等体験レポート及び教育実習レポート）

介護等体験事前指導レポート・事後レポート（中一種免のみ）、教育実習希望者説明会レポート、教育実習事前指導レポートは別途紙媒体で提出することになります。これらすべてを含めて、同志社大学教職課程履修カルテとなります。なお、これらのレポートは免許資格課程センター事務室でアップロードしますので入力不要です。

### ③ 面談記録

本学には両校地に教職課程指導相談室を設けており、アドバイザーが教職課程に係るさまざまな相談に対応しています。また、免許資格課程センターの教員もオフィスアワーの時間を設けて、必要に応じて面談に対応しています。アドバイザーや教員との面談で得られたことなど自由に記入しますが、この欄の使用は任意です（相談したからといって、必ずしもこの欄に記載しなければいけないということではありません）。記載すべき事項がない場合は空欄のままで構いません。記載すべき事項ができたときに随時記入をしてください。

### ④ その他の教職に関する活動等

本学での教員採用試験対策講座受講、学校ボランティア、学習支援員、部活動の指導、京都教師塾への参加など、授業以外で教職に関連する活動を行った場合に記入します。このような活動を積極的に行うことが望ましいですが、記載すべき事項がない場合は空欄のままで構いません。記載すべき事項ができたときに随時記入をしてください。

## IX. 免許状申請手続

免許状は免許状取得有資格者本人の申請にもとづき、授与権者である都道府県の教育委員会が授与します。授与された免許状はすべての都道府県において効力を有します。

### (1) 一括申請

本学では、卒業時に免許状を必要とする者等について、京都府教育委員会に一括申請をしています。

①申請書類は、卒業予定年次の11月中旬に免許資格課程センター事務室から交付します。

②申請期間・書類交付場所等の詳細については10月中旬に掲示します。

③免許状は3月末に交付され、大学より郵送します。

④申請期間に遅れた場合は個人で申請することになります。

⑤以下に該当する学生は、一括申請の対象外となりますので、個人で申請することになります。

-  • 他大学での履修単位を合算して、免許状を申請する場合  
• 教育職員免許法・同施行規則の特例により、高校工業の免許状を申請する場合

※この他にも一括申請の対象外となる場合がありますので、一括申請対象者であるかどうかわからない場合は、所属学部の主たる校地の免許資格課程センター事務室まで確認に来てください。

### (2) 個人申請

一括申請対象外の場合や一括申請手続をとらなかった者および未申請の卒業生等で免許状を必要とする場合は、居住地または教員採用先の都道府県教育委員会へ個人申請してください。申請手続は、都道府県によって若干異なりますので、当該教育委員会に問い合わせてください。必要書類のうち「学力に関する証明書」については、免許資格課程センター事務室へ申し込んでください。

## X. スクールインターンシップ

本学では、職業観・職業意識の育成を目的としてインターンシップを推奨しており、2018年度から新たに大学教育の一環として、正課科目として単位認定を伴う「スクールインターンシップ」を開設しました。

「スクールインターンシップ」で、学校・教育現場における諸活動（行事、事務、授業補助、課外活動等）の実務全般を経験することにより、将来教職を志望する学生にとって、自己適性を把握する効果的就業体験となるだけではなく、教職員や生徒たちと接することによって、責任の自覚と成熟を促し、広く社会経験を積む機会となることを期待しています。

### (1) 科目情報

- ・授業科目名称 「スクールインターンシップ」 (2単位)

- ・教職課程上では、第③欄（教科又は教職に関する科目）の科目として位置づけられます。
- ・卒業要件上の単位に含まれるかどうかの取扱いは、学部によって異なりますので、所属学部履修要項で確認してください。
- ・2年次生以上から履修することができます（2019年度から開講します）。
- ・この科目は、大学における授業（春学期に実施する事前指導・秋学期に実施する事後指導）および学校現場での研修により構成されます。

## （2）応募条件

- ・「スクールインターンシップ」履修年度に、次の①～⑤（短期連続型モデルを希望する場合は①～④）のすべてに該当することが応募条件です。
  - ① 学部2年次生以上の者または大学院生で教職をめざす意志が強い者（面接により選考します）
  - ② 「教職概論」を前年度までに修得済みの者
  - ③ 募集校種の免許状の教職課程登録を行っている者
  - ④ 麻疹の免疫を有することを確認できる書類を提出できる者
  - ⑤ 長期型モデルの場合は、秋学期に授業の空きが平日に1日以上、または半日の空きが2日以上ある者

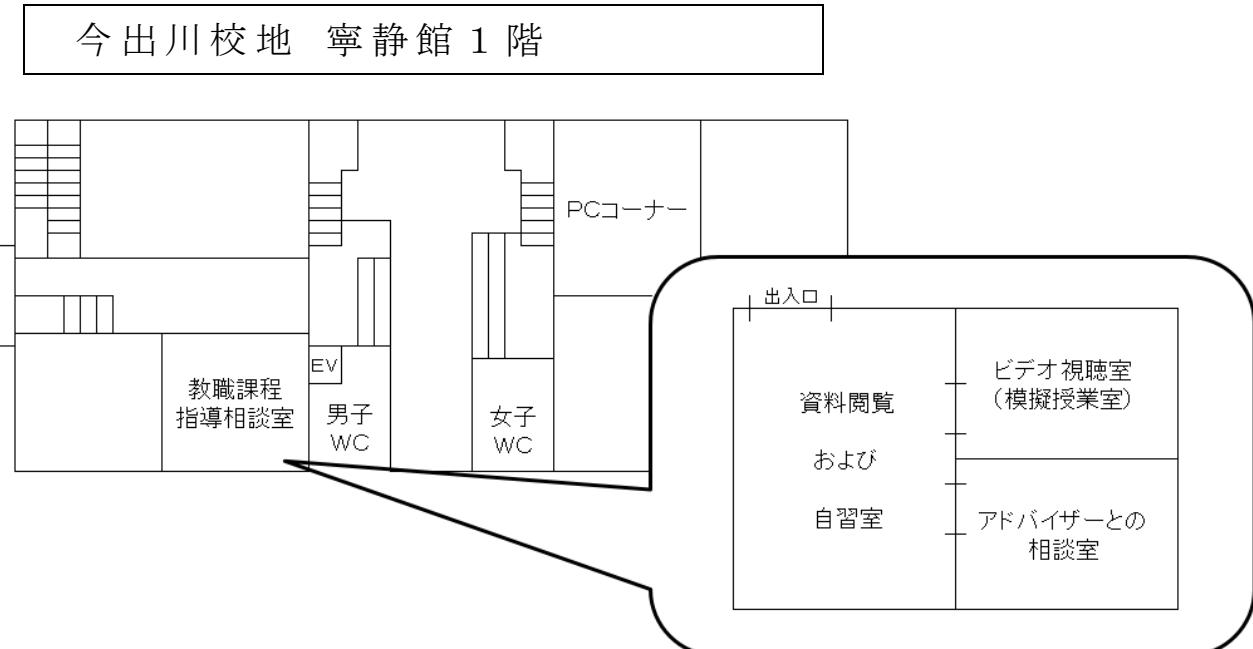
## （3）研修期間・内容

- ・研修期間は、主に8月から12月の間で受入学校ごとに設定されます。
  - ① 短期連続型モデル 10日以上かつ60時間以上
  - ② 長期型モデル 週1回10週以上かつ60時間以上、または週2回5週以上かつ60時間以上
- ・研修内容は、基本的には受入学校ごとに策定されます。  
研修内容（例）：授業補助（教科指導、道徳、学級活動（ホームルーム活動）、「総合的な学習の時間」など）、文化祭や体育祭等の学校行事・教材作成・部活動の補助など

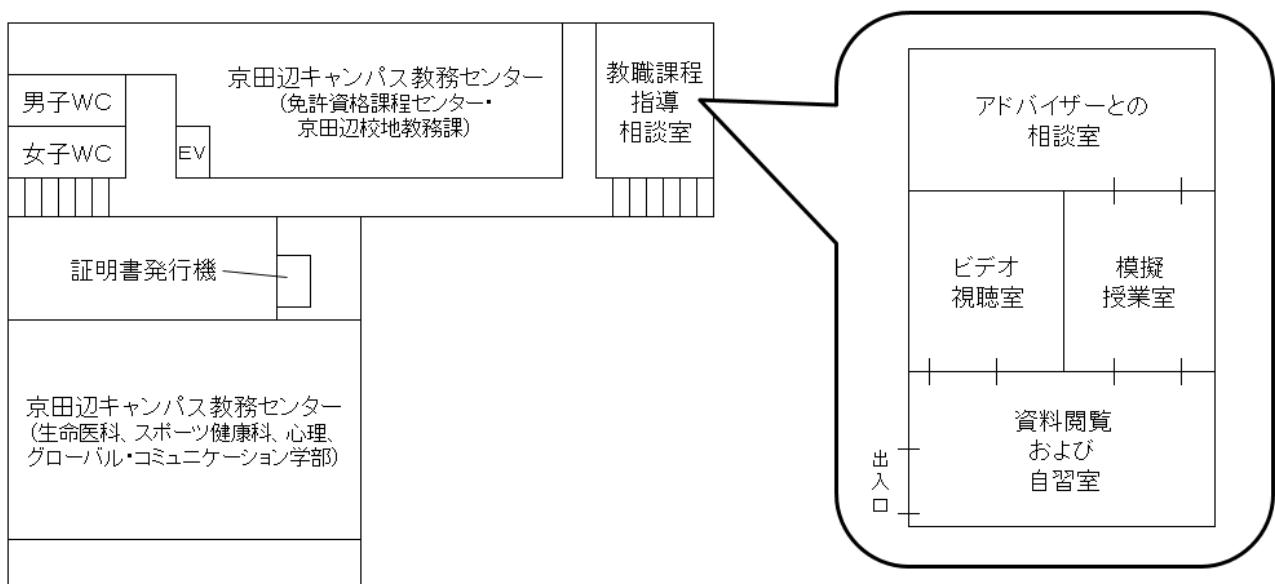
\* 上記のほか、出願方法、事前指導・事後指導の出席、受入学校への連絡等の詳細は、履修前年度の3月下旬に開催予定の出願説明会にて案内します。

## XI. 教職課程指導相談室

本学では、教職課程を履修する学生諸君を支援するため、両校地に教職課程指導相談室を設けています。



## 京田辺校地 成心館 1階



教職課程指導相談室では、教職課程を履修する学生諸君のためにアドバイザーによる個別相談を行っています。

- 採用試験に関すること  
 ○教職に関する進路相談  
 ○教育実習に関すること
- } 教職に関する事柄であれば相談できます。

アドバイザーの在室日は別に掲示しますので、遠慮なく来室してください。

この他、教育実習の事前準備、採用試験の準備等の資料として、各教科の教科書、学習指導要領、図書、雑誌、問題集、ビデオテープ等を備えています。学生諸君は事務室の開室時間中であれば、いつでも自由に閲覧・視聴できます。

### 〈主な資料〉

- (1) 各教科の最近の教科書・指導書および教職に関する図書等
- (2) 各教科の学習指導要領
- (3) 教員採用試験問題集  
「オープンセミシリーズ」、「教員採用試験過去問シリーズ」(近畿圏中心)、「教員採用試験αシリーズ」、「Twin Books 完成シリーズ」等
- (4) 月刊誌  
「教職課程」、「教員養成セミナー」、「中等教育資料」等
- (5) 日本教育新聞
- (6) 介護等体験関連書籍  
「教師をめざす人の介護等体験ハンドブック」、「よくわかる社会福祉施設」、「特別支援学校における介護等体験ガイドブック フィリア」等
- (7) ビデオテープ  
教育実習・模擬授業関連ビデオ 約60本、介護等体験関連ビデオ 約10本
- (8) その他  
合格体験記、各教科別学習指導案実例集等

※教科書、学習指導要領、問題集等は各校地で取得可能な教科のものを中心に揃えています。

## XII. 教育職員採用試験

免許状は、国・公・私立を問わず、全国で有効です。ただし、教員として就職する場合は、免許状を得る以外に教育職員採用試験に合格する必要があります。

この試験は、公立学校の場合は都道府県または政令指定都市の教育委員会が行います。私立学校の場合は各学校が実施していますが、都道府県の私学連合会等によっては、適性検査を行うところもあります。

試験日は一定していませんが、各都道府県、市町村の採用試験は、毎年7月頃から実施されます。私立学校は、各都道府県私学協会で受付される場合と各学校で受付されるところがあります。試験実施要項は、一部の教育委員会および私立学校からキャリアセンターへ送付されることもありますが、各自で教育委員会の採用担当部課や私立学校または各都道府県私学協会に問い合わせが必要です。なお、採用試験に合格するのは容易ではありませんので、十分な準備が必要です。

「教育職員採用試験に関する説明会」を毎年12月頃開催します。教職課程指導相談室アドバイザーによる採用試験の概要の説明や、教員採用試験に合格した先輩の体験談を聞くことができます。さらに、採用試験に合格した先輩との座談会を別途開催する予定です（2月上旬開催（2017年度実績））。採用試験受験予定者は積極的に出席してください。また、「XII. 教職課程指導相談室」で、準備、手続きなどの指導、助言を受けることができます。

- (1) 採用試験の募集については、学内ではキャリアセンターが取り扱っています。
- (2) 受験に際して、教育職員免許状単位修得見込証明書が必要な場合は、学内に設置されている証明書自動発行機で発行してください。即日発行できます。ただし、自動発行機で発行できない場合もありますので、その場合は免許資格課程センター事務室へ申し込んでください。また、「学力に関する証明書」が必要であれば、免許資格課程センター事務室に申し込んでください。  
なお、窓口で申し込む証明書の発行には日数を要します（「見込証明書」は翌日（自動発行できない場合）、「学力に関する証明書」は1週間程度）ので、余裕を持って申し込んでください。
- (3) 免許状を取得したのちに、授与証明書を必要とする場合は、本学が一括申請した京都府教育委員会に申請して、「教育職員免許状授与証明書」の交付を受けてください（本学では、この証明書の発行はできません）。（京都府教育委員会 HP: <http://www.kyoto-be.ne.jp/kyoto-be/index.html>）  
個人申請の場合は、申請した都道府県教育委員会で交付されます。

## XIII. 教員採用試験対策講座

教員採用試験を目指す学生を対象に3年次の秋学期および4年次の春学期に教員採用試験対策講座を実施しています。また、別途自主学習会（3年次2～3月）や集団面接練習会（4年次6～7月）、模擬授業練習会（4年次8月）を開催しています。詳細は、免許資格掲示板とHPで確認してください。受講はいずれも無料です（日程はいずれも2017年度実績）。

## XIV. 「神戸親和女子大学との連携による小学校教諭免許状（一種）取得プログラム」について

### (1) プログラムの内容

本学と神戸親和女子大学通信教育部発達教育学部児童教育学科（初等教育学コース）（男女共学）との連携プログラム「小学校教諭免許状（一種）取得プログラム」により、本学在学中に、中学校一種免、または高等学校一種免とともに、小学校一種免を取得することができます。

このプログラムでは、中学校・高等学校教員免許取得に係る「教職に関する科目」の単位の一部を小学校一種免取得にあたって必要な単位として充当します。残りの小学校一種免を取得するのに必要な単位を神戸親和女子大学通信教育部発達教育学部児童教育学科（初等教育学コース）の科目等履修生として修得します。本プログラムの履修許可者は、神戸親和女子大学のテキスト履修科目およびスクーリング履修科目の受講・受験が許可されるとともに、科目等履修生では本来受講できない「小学校教育実習」が特別に受講できます。これにより、従来、在学中に取得することができなかつた小学校一種免を取得することができます。

- [注]・ 中学校・高等学校教員免許取得に係る「教職に関する科目」の単位の一部を小学校一種免取得にあたって必要な単位として充当するためには、中学校一種免または高等学校一種免を小学校一種免と同時に免許状授与申請する場合、もしくは中学校一種免または高等学校一種免をすでに取得している場合に限られます。
- ・ 別途、神戸親和女子大学への登録諸費（3年間で約50万円）が必要となります。

### (2) 応募資格

在学中の学部生（2年次生以上：履修開始時）または大学院生で下記の要件を満たす者。

- ・ 小学校教諭を強く志望する者
- ・ 本学で教職課程を新法で履修している者（中一種免の課程を履修していることが望ましい）もしくは、すでに新法で中学校一種または高等学校一種の免許状を取得した者

※このプログラムは2年次生から3年間で履修することを基本としています。それ以外で履修を希望する場合は免許資格課程センター事務室へご相談ください。応募に先立ち、プログラム履修希望者対象の説明会を開催します（例年12～1月頃に開催）。応募希望の学生は必ず出席してください。説明会の日程等については免許資格掲示板とHPにて周知します。

なお、このプログラムの履修は、本学に正規学生として在学している間に限られます。

## XV. 京都連合教職大学院

京都連合教職大学院（京都教育大学大学院 連合教職実践研究科 教職実践専攻）は、教職に関する高度専門的な知識と実践的指導力を統合的に有する教員の養成を目的として設置された専門職大学院

です。京都連合教職大学院は、本学を含む7大学で構成されており、連合参加6大学に対しては、特別に推薦入学制度が設けられています。本学でも教員を強く志望する優秀な学生を学内選考し、京都連合教職大学院へ推薦する制度があります。詳細は京都連合教職大学院 特別推薦入試学内説明会（7月頃）を実施していますので、希望者は掲示を確認し、出席するようにしてください。

## XVI. 教員資格認定試験

昭和48年7月の教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和48年法律第57号）制定施行により、教育界に広く人材を求め、教員の確保を図るため、教員資格認定試験制度が創設され、大学等における通常の教員養成のコースを歩んできたか否かを問わず、教員資格認定試験によって教員として必要な資質、能力を有すると認められた者には、教諭の資格が与えられることになりました。

### —認定試験の受験資格—

小学校教員資格認定試験（二種免許）

認定試験は、次に該当する者が受験できます。

高等学校を卒業した者、その他大学（短期大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関を含む。）に入学する資格を有する者で、受験する年の4月1日における年齢が満20歳以上の者。

【注意】これは、2018年3月現在の詳細です。現在、文部科学省が小学校教員資格認定試験の休止について検討中であり、今後休止する可能性があります。受験に際しては、必ず文部科学省のHPにて、詳細を確認してください。